

平成29年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（平成28年度実績）について

平成29年度一宮市教育委員会事務点検評価報告（平成28年度実績）について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年11月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、一宮市教育委員会事務点検評価報告を行うため、本案を提出します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 （略）

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
1	初任者、2年目、3年目研修事業	学校教育課
事業の目的		
経験の少ない教員を対象に指導力向上講座を開設し、教育の専門家としての資質と指導力の向上を図ります。		
取組状況（前年度数値）		
○初任者を対象に校外研修会を開催しました。 57人 10回（63人 10回）		
○教職について2年目の教員を対象に、校内研修と校外研修を実施しました。 61人 校内研修は各学校2回、校外研修は3回、全体で5回 (68人 校内研修は各学校1回、校外研修は4回、全体で5回)		
○教職について3年目の教員を対象に、校内研修と校外研修を実施しました。 67人 校内研修は各学校2回、校外研修は3回、全体で5回 (80人 校内研修は各学校1回、校外研修は4回、全体で5回)		
決算額 0円（0円）		
改善・変更点		
キャリアステージに応じた研修を系統立て、定期的に受けられるシステムを再構築しました。特に、2、3年目研修については、校内研修の充実をさらに図るために、研修時に訪問研修アドバイザーを新たに2回派遣するようにしました。また、校外研修においては、夏季集中研修講座を導入し、自ら希望する研修講座を選択できるようにしました。		
実績評価		
初任者だけでなく、2、3年目などの経験の少ない教員に対し、学級経営や英語活動、いじめ・不登校対策、保護者とのコミュニケーションの取り方などの研修を系統立てて実施したことで、教員の資質及び授業力、実務能力の向上を図ることができました。		
妥当性	若手教員の数は、ここ数年とても多くの人数で推移しています。経験の少ない教員が増えてきており、力量向上は必要です。	
有効性	新任であっても、ベテランと同じことを求められることも多く、常に、力量向上に向けた研修を行うことは必要かつ有効です。	
効率性	研修を指導主事や教科等指導教員や学習指導法・評価研究委員、研修内容に秀でている教員などが行っており、学校現場の現状に即した内容について研修することができ効率的です。	
今後の課題・取組みの方向性		
新学習指導要領への対応やいじめ・不登校などの今日的課題への対応、さらには多様化・複雑化する児童生徒や保護者への対応など、様々な教育課題に対して適切に対応できるように、経験の少ない教員を対象にした研修の見直し・充実に努めていきます。		
評価員評価		
教員の採用は減少傾向にあるものの、講師を含め、経験の少ない教員が年々増えています。授業力の向上はもとより、児童生徒の心を理解する力や児童生徒とのコミュニケーション力は、教師力の根幹になるものです。こうした教員の力量向上を図ることが、喫緊の課題です。今後も、経験の少ない教員にふさわしい研修を実施していただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
22	木曾川堤サクラ保存事業	博物館事務局
事業の目的		
国指定名勝及び天然記念物「木曾川堤（サクラ）」の一宮市域分の保存保護、維持管理、危険予防、啓蒙普及活動を通じて、地域の貴重な文化財をよりよい状態で末永く後世に伝えることを目指します。		
取組状況（前年度数値）		
通常の維持管理として、樹木調査、枯枝・折枝・下枝剪定、腐朽防止のため木質強化剤（キガタメール）・トップジンの塗布、支柱設置、不定根育成点検、施肥を実施しました。緊急時の対応として、No.259 エドヒガンが倒木して市道を塞いだため、伐採撤去しました。		
決算額：4,374千円（4,050千円）		
改善・変更点		
平成28年度から、第一四半期の初めに樹木調査を実施し、樹木の状態を把握し、状態の悪い樹木から枯枝剪定や支柱の設置などを優先する効率化を図りました。また、公園緑地課にならない、平成29・30・31年度の3か年を同一業者で業務に精通させるための債務負担行為を平成28年度12月補正予算で計上し、委託業者の入札を実施しました。		
実績評価		
枝の折れ口への防腐処理や支柱増設等による保存保護のほか、通常の維持管理で、剪定による通行障害の除去や枯枝の落下等の被害を防ぎ、緊急時の倒木や大枝の除去等により早急に通行止めを解除できました。		
妥当性	愛知県が管理者ではあるが、地元の教育委員会が維持管理を担当しています。計画的な樹木調査と通常の維持管理によって、緊急時の迅速な対応や樹勢などの最新状況を把握することができるので、妥当です。	
有効性	通常の維持管理により、危険防止と樹勢の維持や回復が図られています。	
効率性	優先順位をつけて効率的に維持管理しています。平成29年度から3年間の債務負担行為が可能となったため、1年当たりの業務委託料を下げることができました。	
今後の課題・取組みの方向性		
サクラが存在する北方町北方字東山、更屋敷字北出、光明寺字神明前・横手西・横手東・岸裏・下田・郷内、浅井町大野字西堤外・中堤外・東堤外、浅井町河田字桜の里・墓西・北之上、浅井町黒岩字流・石刀塚・宮東・サイカチ、浅井町尾関字同者をはじめ、江南市域とも連携し、地域を中心とした保存会等の組織づくりが課題です。人員の少ない行政だけで、一宮市776本、江南市550本（平成26年度）の維持管理と保存保護を実施するには限界があります。花見の季節だけではなく、自分たちの町の誇りの貴重な文化財として、行政と協力しながら守り育てていく体制を継続できれば、目的を達せられるでしょう。また、地域住民の参加を促し、枯木の原因究明と撤去や補植による景観の回復、危険木の伐採、緊急時の対応など課題は山積しています。		
評価員評価		
全国でも名勝と天然記念物の重複で国指定の文化財となっているサクラ並木は、茨城県の桜川・東京都の小金井・岐阜県の霞間ヶ溪谷・愛知県の木曾川堤の4箇所しかありません。中でも延長約9kmある木曾川堤は最も長い桜並木です。木曾川堤のサクラ植栽の史実・サクラの種類を市民に啓蒙し、今後も郷土の誇りとして末永く保存保護され、美しい景観を見ることができるよう維持管理に努めていただきたい。		

教育委員会事務点検評価シート

No.	事業名	課名
13	地域スポーツ振興事業	スポーツ課
事業の目的		
各連区でスポーツ教室を開催することにより、地域住民の余暇の活用及び体力の増進を図り、あわせてコミュニティースポーツの発展を目指します。		
取組状況（前年度数値）		
各連区住民を対象に、屋内競技はショートテニス、カローリング、ビーチボール、スポーツ吹矢等、屋外競技はグラウンド・ゴルフ、ペタンク等のニュースポーツのほか、バドミントン、太極拳など地域の実情に応じた教室を1連区2教室（1教室5回）開催しました。		
23連区2教室開催 46教室 230回 5,424人（46教室 230回 5,424人）		
決算額 966千円（966千円）		
改善・変更点		
一部の地区において種目の見直しや複数種目を実施し、参加者数の増加に努めました。		
実績評価		
参加者数は前年度と全く同数ですが、毎年延べ5,000人を超える参加者があり、日常的な健康づくりと身近な地域で気軽にできるニュースポーツに対する興味や関心が深まりました。		
妥当性	地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、地域住民の健康・体力の保持増進など、地域とスポーツが密着でき実施意識は高まっています。	
有効性	幅広い年齢層を対象とし身近な地域で開催するため、地域住民にスポーツへの興味や関心が得られ、今後の地域スポーツ振興につながります。	
効率性	スポーツ推進委員に委託しており、最低限の人数で運営や経費を賄っているため、コストの低減が図られています。	
今後の課題・取組みの方向性		
連区によっては、毎年ビーチボールやグラウンド・ゴルフ等、種目が偏りマンネリ化しているため、参加者も少なく企画を見直す必要があります。新しいものは近隣市町と連携し、既存のものは周知方法や運営面などを見直し、普及できるよう努めていきます。		
評価員評価		
地域スポーツ振興事業は、身近な地域で誰もが気軽にスポーツに参加できるため、生涯スポーツを普及していく上では効果的な事業であり、地域コミュニティの醸成にも役立つと考えられます。今後も幅広いニーズに応え、より多くの市民の方が気軽に参加できるようスポーツ推進委員と連携を図り、事業運営の推進に努めていただきたい。		

一宮市博物館運営協議会委員の任命について

一宮市博物館運営協議会委員の解嘱及び任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年11月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市博物館運営協議会規則第2条第2項の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市博物館運営協議会委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成29年10月16日)

氏名	備考
もりかわ まさき 森川 昌樹	社会教育関係者 (前一宮市社会教育審議会副会長) 平成29年10月16日に本人死亡のため

2. 一宮市博物館運営協議会委員 任命候補者

氏名	備考	新任 再任
ほりべえ みこ 堀部恵美子	社会教育関係者 (前一宮市地域女性団体連絡会会長)	新

3. 任命期間

平成29年11月22日から平成31年5月31日

※一宮市博物館運営協議会規則第2条第2項に基づく前任者の残任期間

一宮市博物館運営協議会委員

氏名	備考	新任 再任
なかの 中 埜 文彰 <small>なかの ふみあき</small>	学校教育関係者 (一宮市立葉栗中学校長)	再
あさの 浅 野 雅稔 <small>あさの まさとし</small>	学校教育関係者 (一宮市立今伊勢小学校 長)	新
すぎもと 杉 本 貞子 <small>すぎもと さだこ</small>	生涯学習関係者 (一宮市生涯学習推進会 議副会長)	再
ほりべ 堀 部 恵美子 <small>ほりべ えみこ</small>	社会教育関係者 (前一宮市地域女性団体 連絡会会長)	新
よこまく 横 幕 奈津子 <small>よこまく なつこ</small>	家庭教育関係者 (前一宮市小中学校P T A連絡協議会母親代表)	新
わたなべ 渡 邊 誠 <small>わたなべ まこと</small>	学識経験者 考古学 (名古屋大学名誉教授)	再
しばがき 柴 垣 勇夫 <small>しばがき いさお</small>	学識経験者 陶磁史 (静岡大学名誉教授)	再
やまぐち 山 口 泰弘 <small>やまぐち やすひろ</small>	学識経験者 近世絵画史 (三重大学教授)	再

2. 任命期間

平成29年11月22日から平成31年5月31日

一宮市博物館運営協議会規則

一宮市教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市博物館条例(昭和62年一宮市条例第26号)第4条の2第3項の規定に基づき、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年11月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	一宮市児童育成連絡協議会 会長 うちだ きよし 内田 清	第69回一宮市新年子ども会大会	・新年を迎え、子ども会会員が一堂に会し友情を高めるとともに、楽しいレクリエーションを通じて、児童文化・児童福祉の向上を図る。 参加者 地域子ども会会員及び指導者等約1,300名	平成30年 1月6日 (土)	一宮市民会館ホール	無料	(3) (6)
43	ルミナスクラブ NPO 法人アスペル デの会尾張支部 支部長 まえだ みかこ 前田 深佳子	H29 年度発達障がい理解啓発セミナー	講演会 『発達障がいと言われたけど・・・ ～良き理解者になるために知っておくべきその後の対応～』 講師：入野 菜穂 ：一柳 まや ：橋本 桂奈 ・発達障害に関心のある保護者・教育者・医療関係者 計96名	平成30年 1月21日 (日)	一宮地場産業ファッションデザインセンター 視聴覚室	有料 一般 1,000円 会員 800円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
53	家庭倫理の会一宮市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」 をテーマとした セミナー	平成30年 1月19日(金)・ 2月16日(金)	一宮市民会館	[会員] 無料 [未会員] 有料 200円	(6)
54	公益社団法人 中部日本書道会一宮 支部 支部長 かわうら へきとう 川浦 碧濤	平成29年度一宮支 部講演会	中部日本書道会一宮 支部八代支部長による 「書のいろいろ <small>ひっけんそうわ</small> 〈筆研叢話〉-書とは・ 美しい文字の形・中部 書壇の変遷など」を 演題とした講演会	平成30年 2月25日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(3) (4) (6)
55	一宮音楽家協会 会長 くの いさお 久野 以早夫 主催 こじまさちこ 小島祥子リサイタル 実行委員会	第9回 <small>こじまさちこ</small> 小島祥子 喜寿記念 ソプラノリサイタル	一部コーラスを含む 声楽ソロリサイタル	平成30年 5月20日(日)	木曾川文化 会館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
40	一宮市卓球協会 会長 <small>うめはらかずあき</small> 梅原一晃	平成29年度 冬季 一宮市卓球大会	市内在住・在勤・在学 の方で、小学生男女別 個人戦はA,B クラス, 中学生は男女別団体 戦 一般男女別団体戦 はA~C クラスで予選 リーグ後, 決勝トーナ メントを実施する。	平成30年 1月20日 (土) ~2月 11日(日)	一宮市 総合体育館 他	一般 1チーム 2,000円 中学生 1チーム 1,500円 小学生 無料	(3) (6)
41	一宮市バレー ボール協会 会長 <small>かとうかずよ</small> 加藤一代	第30回 尾張小学生6人制 バレーボール大会	6年生女子の部 5年生女子の部 リーグ戦 2セットマッチ	12月24日 (日)	一宮市 総合体育館	1チーム 3,000円	(3) (6)